

中間前金払制度に関するQ&A

Q 1. 入札条件では中間前金払の対象となっていた工事で、入札の結果、請負代金額が 1,000 万円未満になった場合の中間前金払はどのようになりますか？

A 1. 請負代金額が 1,000 万円未満になった場合は、中間前金払の対象にはなりません。

Q 2. 当初契約時の請負代金額が 1,000 万円未満だった工事が、変更契約により 1,000 万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 2. 当初契約時の請負代金額が 1,000 万円未満の工事が、変更契約により 1,000 万円以上となった場合は中間前金払の対象としません。逆に、当初契約時の請負代金額が 1,000 万円以上の工事は、減額変更により 1,000 万円未満となった場合でも、中間前金払の対象とします。

Q 3. 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 3. 中間前金払と部分払は選択制になりますので、部分払を選択した工事は中間前金払を請求できません。逆に、中間前金払を選択した工事は部分払を請求できませんが、会計年度を越えて施行する必要がある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）で、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合は部分払を請求できます。

Q 4. 契約変更により工期が延長となった場合、要件にある「工期の 2 分の 1」はどうなりますか？

A 4. 契約変更後の延長された工期の 2 分の 1 となります。

Q 5. 中間前金払と部分払を選択せずに契約締結できますか？

A 5. できません。必ずどちらかを選択してください。

Q 6. 中間前金払の認定を受ける場合、出来形検査が必要ですか？

A 6. 中間前金払制度では検査はありませんので、検査関係の手続きは不要です。